

大口町告示第111号

令和4年度大口町子育て世帯等臨時特別支援事業（電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金）支給事務実施要綱を廃止する要綱を次のように定める。

令和5年12月25日

大口町長 鈴木 雅 博

令和4年度大口町子育て世帯等臨時特別支援事業（電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金）支給事務実施要綱を廃止する要綱

令和4年度大口町子育て世帯等臨時特別支援事業（電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金）支給事務実施要綱（令和4年大口町告示第100号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。ただし、この要綱による廃止前の令和4年度大口町子育て世帯等臨時特別支援事業（電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金）支給事務実施要綱第13条の規定は、廃止後もなお、その効力を有する。